

令和7年5月19日
第1回スポーツ推進審議会
報告(1)資料2



Sports Ambassador

世界を舞台に活躍する本市ゆかりのアスリートと市が、スポーツを通じて、競技の普及振興に加え、街の魅力や地域活性化を行うために締結



©公益財団法人JKA / Shutaro Mochizuki

TRACK



BMX



SURFING



PARA Swimming

スポーツアンバサダーを応援する主な取り組み

佐藤水菜選手が
出場した世界大会のPV
(2024.2.4)



田中映伍選手が出場した
パラリンピックのPV (2024.9.7)



スポーツアンバサダーと連携した取り組み



©Naoki Gaman / JFBF



©Naoki Gaman / JFBF



内藤選手 × 松浪小 × 一般社団法人 全日本フリースタイルBMX連盟

BMX FREESTYLE エナジーアクション Presented by ENEOS

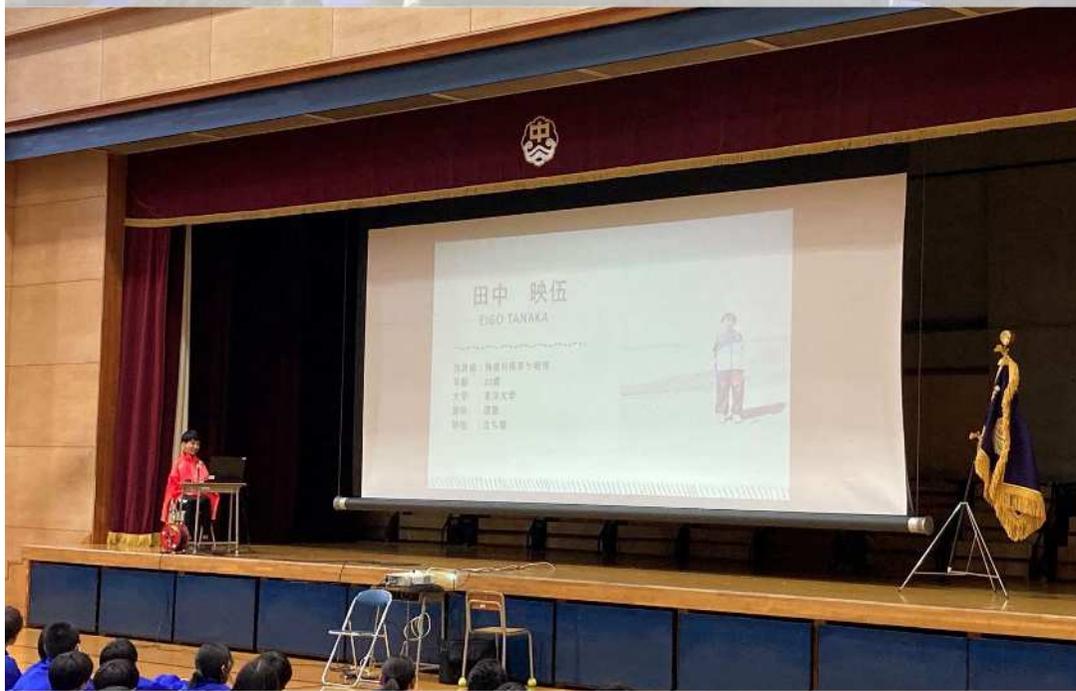
スポーツアンバサダーと連携した取り組み



学校訪問 / 松田選手 × 第一中



ラジオ出演 / 佐藤選手 × 茅ヶ崎FM



学校訪問 / 田中選手 × 松林中・第一中

HAMAJI

S a r a

LIFESAVING



浜地 沙羅 選手

(茅ヶ崎市出身・在住)

種目 ライフセービング

所属等 西浜サーフライフセービングクラブ

第14期ハイパフォーマンスチーム - 強化指定選手

慶應義塾大学 在学中

主な実績等

- 第47回全日本ライフセービング選手権大会(2021年)
オーシャンウーマン 優勝
- 第48回全日本ライフセービング選手権大会(2022年)
ボードレース 優勝

選手ご自身の取り組み

- 学校向けの水辺の防災教育を研究中
- ライフセービングクラブで子供たち向けの水辺教育を実施中

アンバサダーとしての今後の取り組み

- 湘南祭にビーチフラッグス体験会を新たに開催
- 子どもの水事故防止に向けた取り組み(検討中)

HAMAJI Sara

© (公財) 日本ライフセービング協会

LIFESAVING

TANAKA Hayate

BEACH SOCCER



田中 颯 選手

(茅ヶ崎市出身)

種目 ビーチサッカー

所属 東京ヴェルディBS

主な実績等

- Tecnotree Intercontinental Beach Soccer Cup 2021、2022年 出場
- Neom Beach Soccer Cup 2022 出場
- JFA全日本ビーチサッカー大会 2019、2022、2023年 優勝
- Beach Soccer地域リーグチャンピオンシップ 2019、2022、2023、2024年 優勝
- Beach Soccerトップカテゴリー強化リーグ 2022、2023、2024年 優勝
- ビーチサッカー日本代表歴 2021、2022、2024年

選手ご自身の取り組み

- 湘南祭で子ども向けのビーチサッカー大会にゲストで参加
- 子ども向けのビーチサッカー教室をサザンビーチで開催
(毎週火、木曜日)

アンバサダーとしての今後の取り組み

ビーチサッカー教室の拡大、大会の開催などを検討していく



TANAKA Hayate

©TOKYO VERDY BS

BEACH SOCCER

浜地沙羅選手とのスポーツ振興に関する協定

日時 5月24日(土) 10時01分～10時20分

場所 湘南祭ステージ

田中颯選手とのスポーツ振興に関する協定

日時 6月16日(月) 14時～15時

場所 市長応接室

スポーツ振興に関する協定

田中颯選手(以下「甲」という。)と茅ヶ崎市(以下「乙」という。)は、相互の協力に関する基本的事項について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が茅ヶ崎市スポーツアンバサダーとなり、甲及び乙が相互の協力のもと、双方の資源や魅力を生かし、ビーチサッカー競技の普及・振興及び本市のスポーツ振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力事項)

第2条 前条の目的を達するため、次に掲げる事項について相互に協力して行う。

- (1) ビーチサッカーの普及・振興に関すること
- (2) スポーツを通じた次世代の育成や健康増進に関すること
- (3) スポーツを通じたまちの活性化や魅力発信に関すること
- (4) その他、スポーツ振興に関すること

2 前項に規定する必要な事項は、甲及び乙の協議により決定する。

(連絡調整窓口)

第3条 前条の相互協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲及び乙の双方に窓口を設置し、必要な連絡事務を行う。

(情報保護)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力事項により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の同意を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面により特段の申し出がないときは、本協定の有効期間が満了する日から1年間更新され、以降もまた同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、甲または乙は、相手方に対して書面で通知することにより、本協定を解除することができる。この場合において、本協定を解除しようとする日から起算して90日前までに相手方に対して解除の意思表示を通知しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 甲及び乙は、本協定から生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。

(その他)

第7条 本協定の定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和7年5月 日

甲

茅ヶ崎市スポーツアンバサダー

乙

茅ヶ崎市長

スポーツ振興に関する協定

浜地沙羅選手(以下「甲」という。)と茅ヶ崎市(以下「乙」という。)は、相互の協力に関する基本的事項について、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲が茅ヶ崎市スポーツアンバサダーとなり、甲及び乙が相互の協力のもと、双方の資源や魅力を生かし、ライフセービング競技の普及・振興及び本市のスポーツ振興を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力事項)

第2条 前条の目的を達するため、次に掲げる事項について相互に協力して行う。

- (1) ライフセービングの普及・振興に関すること
- (2) スポーツを通じた次世代の育成や健康増進に関すること
- (3) スポーツを通じたまちの活性化や魅力発信に関すること
- (4) その他、スポーツ振興に関すること

2 前項に規定することについて必要な事項は、甲及び乙の協議により決定する。

(連絡調整窓口)

第3条 前条の相互協力を円滑かつ効果的に進めるため、甲及び乙の双方に窓口を設置し、必要な連絡事務を行う。

(情報保護)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく相互協力事項により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の同意を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面により特段の申し出がないときは、本協定の有効期間が満了する日から1年間更新され、以降もまた同様とする。

2 本協定の有効期間中であっても、甲または乙は、相手方に対して書面で通知することにより、本協定を解除することができる。この場合において、本協定を解除しようとする日から起算して90日前までに相手方に対して解除の意思表示を通知しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第6条 甲及び乙は、本協定から生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。

(その他)

第7条 本協定の定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲

茅ヶ崎市スポーツアンバサダー

乙

茅ヶ崎市長